

街路樹育成管理共通仕様書

1 業務の名称

令和8年度中央区（中地域・南地域）街路樹育成管理（国県道）業務

2 業務の目的

街路樹の良好な育成や美観の向上など、街路樹の適正な育成管理を図ることを目的とする。

3 業務の内容

業務の目的を達成するために歩道植栽帯、中央分離帯、交通島、環境緑地帯にある街路樹（高木、中木、低木）の枝ぶりを整える「剪定」や健全な育成を図るため、植栽地に繁茂する雑草の「抜根除草」を実施する。

4 作業内容

（1）「剪定」

樹形の骨格をつくり道路空間にうまく収まるように樹形を整えるものであり、歩道幅員や沿道条件を勘案し、矯正型自然樹形に仕立てることを基本とする。

枝の切り口（直径7.5cm以上）には、幹と同色の殺菌剤入り塗布剤を塗り腐食防止を図ること。

剪定作業前には、原則として立会いを行うので、前日までには委託者に連絡すること。

剪定作業を実施する路線において国県道及び中心市街地内の市道については街路樹剪定士または街路樹剪定士の指示を受けた者が実施すること。

現場写真は、「50本につき1本かつ路線別」とし、「施工前、施工後、施工状況」のほか、全景写真、樹冠アップ、剪定枝葉・草類の処分状況も撮影すること。

剪定枝葉・草類は、浜松市内の廃棄物再生利用業者（草木類）（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号及び第2条の第2号の指定を受けた者）に持込み、処理を依頼することとし、市外への搬出処理は行わないこと。

（2）「低木寄植剪定」

樹形を整え視距を確保するために行うものである。

施工後の枝先がささくれないように、機械刈込み後にハサミによる切り戻しを行うとともに、必要に応じて枝の密生箇所の中透かしも行う。芽出し後の姿を十分考慮しつつ樹冠の輪郭線を作りながら刈り込むこと。仕上がりの樹高は、50cmとする。

現場写真は、「500m²につき1箇所かつ路線別」で「施工前、施工後」を撮影するが、「施工状況」は数路線（2～3箇所）程度でよい。

（3）「抜根除草」「刈取除草」

道路に植えられた植栽物の良好な生育や、美観維持のため行うものである。

施工に際しては、雑草のほか、ゴミ等のきょう雜物は除去し、縁石からはみ出した薦類や、縁石周辺の雑草、高さ2.5m以下に生えるドウブキやヒコバエ等も同時に刈り取ること。

「刈取除草（芝刈工）」では、施工前には必ず、きょう雜物は除去し、根の張った雑草類は抜根除草すること。

また、飛び石等による第三者被害を防止するため、適切な飛散防止の措置を講じ、安全管理に努めること。

「抜根除草」と「刈取除草」の現場写真は、「500m²につき1箇所かつ路線別」を基準に「施工前、施工後」を撮影するが、「施工状況」は数路線（2～3箇所）程度でよい。

5 作業時期

樹種や樹形、道路空間及び沿線の状況に応じ適正な時期に作業を行う。また、他の公共工事等の施工時期と重複しないよう委託者と事前によく調整、協議する。

6 業務責任者

業務の施行にあたり、業務責任者（造園施工管理技士1級又は2級（国家資格）の資格を有する者）を定め、業務着手届により委託者に届け出ること。これらの者を変更したときも、業務責任者変更届により届け出ること。

7 業務報告等

「提出書類」は、契約書条項に定めるもののほか、以下の書類を提出するものとする。

- ① 出来高集計表（別記様式2-1）
- ② 着手前打合せ簿
- ③ 業務日誌（別記様式2-2）
- ④ 剪定枝葉等の処理伝票（計量証明書）
- ⑤ 交通誘導員伝票
- ⑥ 現場写真
- ⑦ 街路樹剪定士の資格証写し（国県道及び中心市街地内の市道）
- ⑧ その他、委託者が必要と認めた書類

8 その他

（1）本業務を実施する上で、対象路線における以下の事項に関しては、常に注意を払い、異常事態の早期発見に努めること。その処理については、速やかに委託者に報告し、指示を受けること。

- ① 病虫害の発生
- ② 災害や事故による倒木などの非常事態
- ③ 街路樹の急激な衰弱、枯損木の発生
- ④ 枝の伸長による沿道施設への侵入や、交通標識の視認障害
- ⑤ 踏み荒らしや踏み倒しなどの異常の発見
- ⑥ その他、受託者としての意見、提言

（2）本業務の遂行にあたって、疑義が生じた場合又は定めのない事項については、浜松市土木共通仕様書を参考にし、委託者及び受託者協議のうえ定めるものとする。

共通仕様書の適用について

本工事に適用する共通仕様書は、『浜松市土木工事共通仕様書』（以下「共通仕様書」という。）（共通仕様書の最新版は、浜松市ホームページに掲載）

共通仕様書 第1編1-1-3の第2項でいう「設計図書の照査」は、「浜松市土木工事設計図書の照査ガイドライン」（浜松市ホームページに掲載）を参考にして実施すること。

位置図(中地域国県道)



位置図(南地域国県道)

(主)舞阪竜洋線

(国)150号

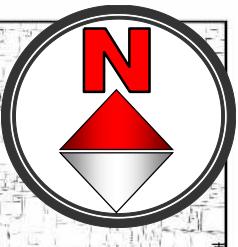
(一)五島天竜川停車場線

—業務委託箇所



0 750 1500 3000(m)

位置図(三方原)



浜松環状線

国道257号



令和 年度

出来高集計表

業務日誌

業務委託の名称		業務委託の場所	
		履行期間	

特記仕様書（交通誘導員）

- 1 本業務委託を実施する一部の路線（静岡県公安委員会告示第69号）は「警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）」第2条の表の6に規定される、公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務を行う路線である。
- 2 請負業者は、交通誘導員のうち1人は有資格者（平成17年警備業法改正以降の交通誘導業務にかかる1級又は2級検定合格者）としなければならない。
- 3 請負業者は有資格者の配置にあたっては、公安委員会の検定資格の写しを、委託者に提出しなければならない。

静岡県公安委員会告示第69号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄の規定により、静岡県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、令和3年4月1日から施行する。

なお、警備員等の検定等に関する規則第2条の表の6の項の上欄の規定により静岡県公安委員会が認める交通誘導警備業務（平成27年静岡県公安委員会告示第27号）は、令和3年3月31日限り廃止する。

令和2年10月20日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

	路線	区間
1	一般国道1号	静岡県内全域
2	一般国道135号	静岡県内全域
3	一般国道136号	静岡県内全域
4	一般国道139号	静岡県内全域
5	一般国道150号	静岡県内全域
6	一般国道152号	静岡県内全域
7	一般国道246号	静岡県内全域
8	一般国道257号	静岡県内全域
9	一般国道362号	静岡県内全域
10	一般国道414号	静岡県内全域
11	県道22号 三島富士線	静岡県内全域
12	県道24号 富士裾野線	静岡県内全域
13	県道27号 井川湖御幸線	静岡県内全域
14	県道34号 島田吉田線	静岡県内全域
15	県道37号 掛川浜岡線	静岡県内全域
16	県道45号 天竜浜松線	静岡県内全域
17	県道61号 浜北袋井線	静岡県内全域
18	県道62号 浜松雄踏線	静岡県内全域
19	県道65号 浜松環状線	静岡県内全域
20	県道67号 静岡清水線	静岡県内全域
21	県道74号 山脇大谷線	静岡県内全域
22	県道76号 富士富士宮由比線	静岡県内全域

23	県道163号 東柏原沼津線	静岡県内全域
24	県道261号 磐田細江線	静岡県内全域
25	県道354号 静岡環状線	静岡県内全域
26	県道380号 富士清水線	静岡県内全域
27	県道381号 島田岡部線	静岡県内全域
28	県道394号 沼津小山線	静岡県内全域
29	県道396号 富士由比線	静岡県内全域
30	県道407号 静岡草薙清水線	静岡県内全域
31	県道413号 磐田袋井線	静岡県内全域
32	県道414号 富士富士宮線	静岡県内全域

姫街道松並木 位置図

浜名区

姫街道松並木（県道磐田細江線）



中央区

東名高速

特記仕様書（姫街道松並木）

第1章 総則

1 適用

(1) 本仕様書は浜松市が委託する「令和8年度中央区（中地域・南地域）街路樹育成管理（国県道）業務」のうち県道磐田細江線の延長約4キロの文化財指定（浜松市指定史跡）されている姫街道松並木の業務実施に適用する。

第2章 業務内容

[樹木剪定]

1 高木剪定

- (1) 剪定は、樹形の骨格をつくり道路空間にうまく収まるよう調整する作業であり、歩道幅員や沿道条件や、これまでの剪定状況を踏まえ、できるだけ自然風の樹形に仕立てる。また、建築限界（車道側 高さ4.5m・歩道側2.5m）を確保する。
- (2) 枝の切り口（直径7.5cm以上）には、幹と同色の殺菌剤入り塗布剤（テソドローソンと同等品）を塗り腐食防止を図る。
- (3) 剪定対象木は、事前に現地立会いを行い委託者から指示のあった樹木について実施する。
- (4) 沿線の住宅、商店の出入りに支障がある場合は、作業実施前に調整する。

[予防剤注入]

1 作業時期

マツノマダラカミキリの羽化脱出時期を考慮し、薬剤の効果が十分に発揮できるよう、現地作業は1月下旬から2月下旬に行うこと。

2 対象

本業務は、「姫街道松並木樹木診断・治療・松くい虫防除一覧表」の樹木を対象とする。

3 使用薬剤

- (1) 使用薬剤については、農薬取締法の規定により登録されたマツ材線虫防除剤の中から、下記を満たす1種類を使用することとし、委託者と協議の上で決定するものとする。
 - 毒性（製剤） : 普通物
 - 魚毒性（原体） : A類
 - 有効年限 : 5年以上
 - 投与方法 : 大型容器並びに加圧方式による投与が可能なものとする。
 - 薬剤濃度検査 : 注入後の薬剤樹体内濃度調査を行うものとする。
検体数量は薬剤特性を考慮し、委託者と協議の上決定する。
 - その他 : 注入作業について、製造元から十分な指導が受けられるものとする。
- (2) 薬剤の取り扱いについては、表示事項（ラベル）を必ず守って使用すること。また、空き容器の処理や残薬剤は適切な処理を行い忌避防止に努めること。
- (3) 作業前には使用材料品質証明書を提出すること。
- (4) 薬剤又は危険物を使用する場合には、その保管及び取り扱いについて関係法令を遵守し

万全の方策を講じておくこと。

(5) 作業員には、次の事項を厳守させること。

ア 薬剤を取り扱う者は、防護手袋、防護マスク、必要に応じ防護メガネを着用し、作業終了後露出部の水洗いを励行する。また、特異体質で皮膚に異常の起こる恐れるある者は従事しない。

4 注入作業

(1) 樹木管理 今回の作業に必要な樹木管理は、「姫街道松並木樹木診断・治療・松くい虫防除一覧表」を基に一覧表を作成し、間違いなく行うこと。

(2) 事前調査 注入作業前に、現地で個々の松の樹形や樹勢を確認し、注入可能かどうかを判断する。事前調査は本事業の対象となるすべての松について実施するものとする。薬剤は標準注入量を基本とするが、この事前調査結果により必要に応じて見直し変更する場合がある。

(3) 施工方法 薬剤製造会社による取扱説明書に記載された方法を遵守し、確実に行う。特に、使用器材（ドリル）については、指定された規格を用いることとする。また、樹木医の立会・指示の下、施工するものとする。

(4) 施工位置 個々の施工位置は立会いを行っている樹木医の指示に従い、入りやすい部位、木の組織に損傷を与えない部位を選定する。

(5) 施工時刻及び天候

契約期間内の晴天の日を選び、日の出時刻から開始し午前 11 時までに注入を完了すること。また、薬剤注入用器材は午後 1 時過ぎに抜き取ることとする。

(6) 施工状況チェック

施工 30 分～1 時間後に注入状況をチェックし、入りにくい場合は打ちかえるものとする。その際は記録に残し、前に空けた孔の上下直線上の位置をはずして打ちかえること。

(7) 識別票 施工管理のため規格品の識別票を取り付けるものとする。この識別票には、樹木番号、注入薬剤、注入本数、施工年月を記載すること。なお、現状の周辺環境において 5 年以上保持可能な素材及び取り付け方法により行うものとする。

(8) 注入前処理

孔開け位置の樹皮が厚くなっている場合は、容器の打ち込みが浅くなるのを防止するため、注入孔を開ける前に、樹皮を削り取り、樹皮の厚さを確認する。

(9) 注入作業 注入は、前処理の直後に慎重に行うものとする。注入孔の数を減らすため、大型容器を利用して作業を行う。

なお、注入容器を傾けて孔に差し込む際、薬剤が漏れて周囲の樹皮にかかるよう注意すること。

また、打ち込みが浅いと薬剤が形成層側に逆流し、後日障害が発生する原因となるので、液漏れには十分に注意して作業を行うこと。

(10) 巡回等 施工箇所は隨時不特定多数の人が出入りするため、注入期間中は、事故が起こらないように巡回を行うものとする。

(11) 後処理　　注入孔は、薬剤注入完了後、農薬取締法の規定により登録された薬剤の中から、軟らかいペースト状の殺菌癒合剤を選び十分に注入し、腐朽菌などが侵入・増殖しないようにすること。また、孔の修復を早めるため被覆塗布剤で蓋をする。なお、コルク栓は用いないこと。

[樹木診断及び治療]

1　樹木医

マツの診断及び治療業務に実績のある樹木医が実施にあたるものとする。

実施にあたる樹木医（一般財団法人日本緑化センター登録資格）がその資格を有するものであることを受託者に届け出ること。

2　樹木診断

(1)　外観診断

「姫街道松並木樹木診断・治療・松くい虫防除一覧表」のうち外観診断対象木に対し実施しカルテを作成する。

(2)　治療

①腐朽菌防止治療

「姫街道松並木樹木診断・治療・松くい虫防除一覧表」のうち腐朽菌防止治療対象木に対し治療を施す。(1) 外観診断の対象木については、治療実績をカルテへ反映させること。

②剥皮部分の保護治療

「姫街道松並木樹木診断・治療・松くい虫防除一覧表」のうち剥皮部分の保護治療対象木に対し治療を施す。(1) 外観診断の対象木については、治療実績をカルテに反映させること。

③根幹治療

「姫街道松並木樹木診断・治療・松くい虫防除一覧表」のうち根幹治療対象木に対し治療を施す。(1) 外観診断の対象木については、治療実績をカルテに反映させること。

第3章　雑則

1　諸法規の遵守

施工にあたり、諸法令及び実施に関する諸法規を遵守し、事業の円滑なる進捗を図るとともに処方令の運用適用は、受託者の責任において行うこと。

2　提出書類

(1)　材料検査簿

(2)　使用材料品質証明書

※浜松市土木工事共通仕様書を確認すること

1:令和8年度実施対象

1: 令和8年度実施対象

No	場所	樹高	幹周	胸高 直徑	作業種目								
					縮小 剪定	高木 剪定	予防剤注入 【薬剤本数】	精密 診断	外観 診断	剥皮部 保護	腐朽菌 防止	根幹 治療	伐採 伐根
91	中日新聞東	11.0	195	62.1									
92	中日新聞東	11.5	182	58.0									
94	中日新聞	12.0	250	79.6									
97	プロンコビリー(アカマツ)	9.7	200	63.7									
98	プロンコビリー(アカマツ)	8.5	190	60.5									
100	交差点角	12.0	239	76.1									
101	遠鉄ストア花壇内	7.0	186	59.2		1							
102	遠鉄ストア花壇内 アカマツ	7.5	156	49.7		1							
103	遠鉄ストア	9.0	90	28.7									
104	遠鉄ストア	8.0	127	40.4		1							
112	エマーソン	12.0	275	87.6									
113	民家 アカマツ	9.6	189	60.2		1							
114	民家	5.5	57	18.2		1							
115	民家	11.0	117	37.3									
116	民家	10.0	145	46.2									
117	民家	10.0	137	43.6									
118	民家	10.5	128	40.8									
119	民家H30強剪定(緊急)	6.0	86	27.4		1							
120	民家	10.0	156	49.7									
121	民家	10.0	159	50.6									
123	サンクス	9.0	174	55.4									
124	サンクス	8.0	87	27.7		1							
125	サンクス	10.0	160	51.0									
126	サンクス	10.0	135	43.0									
127	サンクス	10.0	191	60.8									
128	テレメック㈱ アカマツ	9.0	180	57.3									
132	民家 アカマツ	7.0	159	50.6		1							
134	太陽建機レンタル㈱ アカマツ	8.0	183	58.3									
136	太陽建機レンタル㈱	12.0	307	97.8									
144	味彩館	11.0	101	32.2									
145	味彩館	11.0	102	32.5									
147	花ごころ	12.0	257	81.8									
148	ワークマン 松やに苦情	6.5	160	51.0		1							
149	ワークマン 松やに苦情	10.0	139	44.3									
151	ワークマン 松やに苦情	10.0	112	35.7									
153	ワークマン 松やに苦情	12.5	240	76.4									
158	バス停三方原西	10.0	119	37.9									
161	美西郵便局入口	12.0	143	45.5		1							
163	美西郵便局入口 アカマツ	8.5	160	51.0		1							

1:令和8年度実施対象

No	場所	樹高	幹周	胸高 直径	作業種目								
					縮小 剪定	高木 剪定	予防剤注入 【薬剤本数】	精密 診断	外観 診断	剥皮部 保護	腐朽菌 防止	根幹 治療	伐採 伐根
166	川村整形外科向かい アカマツ	10.6	184	58.6									
168	民家 アカマツ	10.0	172	54.8		1							
173	浜信向かい	3.0	49	15.6									
175	スズキ歯科	10.0	139	44.3									
176	スズキ歯科西民家	10.0	131	41.7		1							
182	リサイクルショップRF	7.1	171	54.5									
183	リサイクルショップRF	11.0	150	47.8									
185	遠鉄車庫向かい アカマツ	11.0	266	84.7		1							
186	環状線交差点東角	12.0	205	65.3									
188	環状線交差点西角	10.0	155	49.4									
189	環状線西・畑	3.0	66	21.0									
191	環状線西・畑	10.0	162	51.6									
192	環状線西・畑	10.0	174	55.4									
194	環状線西・畑	10.0	141	44.9									
195	環状線西・畑	9.0	81	25.8									
196	環状線西・畑	11.0	169	53.8									
197	環状線西・畑	10.0	122	38.9									
198	環状線西・畑	10.0	126	40.1									
200	環状線西・畑	11.0	136	43.3									
201	環状線西・畑	11.0	160	51.0									
205	権七バス停	10.0	139	44.3									
206	権七バス停	10.0	131	41.7									
207	権七バス停	10.5	128	40.8									
208	大寿司(3本立ち)	9.0	110	35.0									
215	花川郵便局	10.0	151	48.1									
218	花川郵便局	12.0	143	45.5			4.0						
221	畑	9.0	146	46.5			5.0						
223	畑	10.5	142	45.2			4.0						
224	畑	12.0	144	45.9			4.0						
226	一里山南バス停向かい	8.0	125	39.8			4.0						
227	一里山南バス停向かい	5.5	124	39.5			4.0						
228	畑	11.0	151	48.1			6.0						
229	畑	7.0	139	44.3			5.0						
230	民家	7.5	114	36.3			3.0						
232	ギャラリー姫街道向かい	10.0	157	50.0			5.0						
233	畑	7.0	140	44.6			4.0						
234	畑	7.5	137	43.6			4.0						
235	畑	10.0	153	48.7			5.0						
237-1	H25移植 元323-2	3.5	55	17.5		1	2.0						

1:令和8年度実施対象

1: 令和8年度実施対象

対象樹木30本

注)1 外観診断 剥皮部保護 腐朽菌防止 根幹治療 についての対象木は、現地立会により樹木状況等を確認協議し数量表に記載の数量を施工する。